

マイナンバー制度の概要について

内閣官房 社会保障改革担当室



マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間でも自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

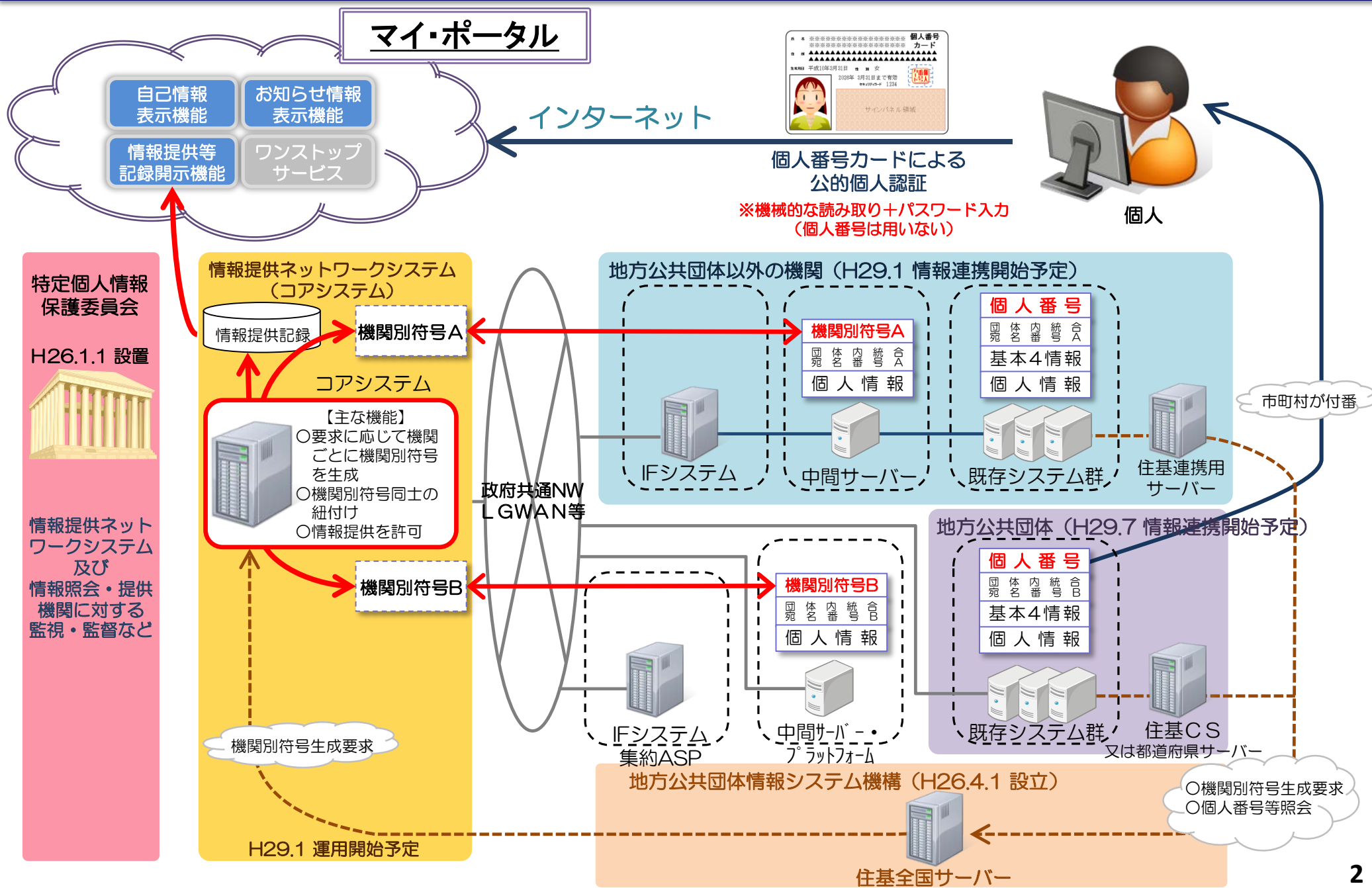
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度における情報連携の概要



マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

平成二十五年五月三十一日
平成二十五年五月二十四日

政省令等の整備

別表第一、別表第二の 事務、情報を定める 主務省令の制定

法人番号の
通知・公表

個人番号の通知

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野
 - ・ 年金に関する相談・照会
- 税分野
 - ・ 申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野
 - ・ 被災者台帳の作成

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目途に、
地方公共団体等との
連携についても開始

制度構築

システム 構築

個人情報保護

報 廣

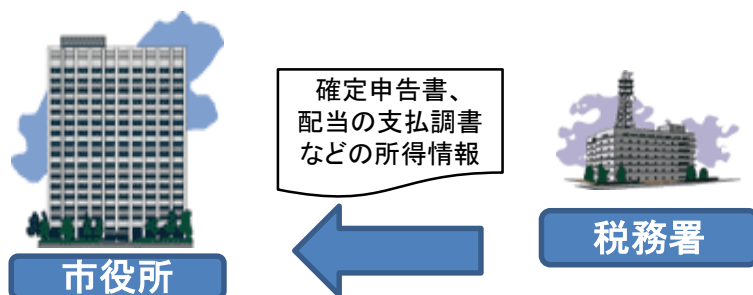
3

マイナンバー制度導入後の情報のやり取り

○「国税庁＝市区町村」間

国税庁から市区町村の税担当部局に提供されている確定申告書、配当の支払調書などの所得に関する情報について、マイナンバー付で情報提供が可能になる。

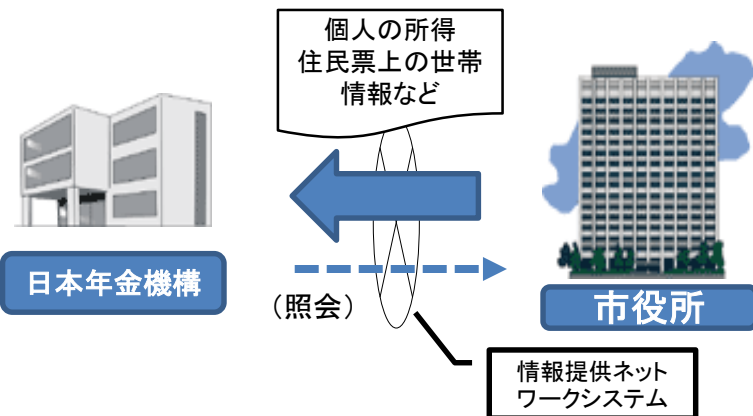
(マイナンバー法第19条第8号)



○「市区町村＝日本年金機構」間

新たに整備される情報提供ネットワークシステムを用いて、日本年金機構は、市区町村に対し、個人の所得に関する情報や住民票上の世帯情報について、マイナンバーを用いて情報照会が可能になる。

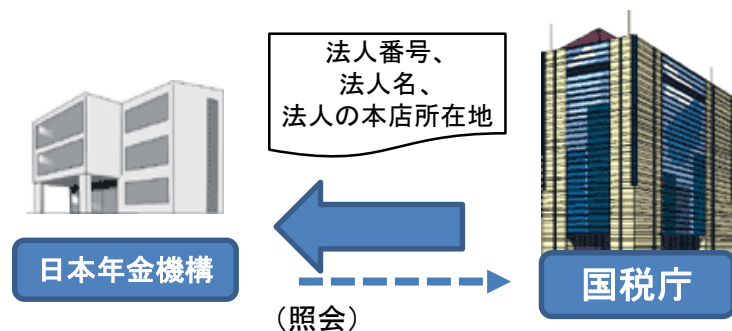
(マイナンバー法第19条第7号)



○「国税庁＝日本年金機構」間

国税庁が法人等に対して指定する法人番号については、マイナンバー法上、自由に利活用可能。また、日本年金機構は、国税庁に対し、法人番号保有者の商号又は名称、主たる事業所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることが可能になる。

(マイナンバー法第59条第2項)



IT総合戦略本部の体制 (平成27年1月23日時点)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

マイナンバー等分科会

電子行政オープンデータ実務者会議

データワーキンググループ

ルール・普及ワーキンググループ

パーソナルデータに関する検討会

技術検討ワーキンググループ

地方創生IT利活用推進会議

ITコミュニケーション活用促進戦略会議

eガバメント閣僚会議

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議

情報セキュリティ政策会議

IT利活用セキュリティ総合戦略推進部会

NISC事務局

マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード

誰もが取得できる
実社会・オンラインの
本人確認手段

- ・ 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化
- ・ コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大
- ・ 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知
- ・ オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大
- ・ 取得に係る本人負担の軽減 等

マイポータル/マイガバメント

暮らしに係る利便性の高い
官民オンラインサービスの提供

- ・ 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧
- ・ 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス
- ・ 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス
- ・ サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み
- ・ シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤
- ・ スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大
- ・ 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備

個人番号/法人番号

名寄せ・突合による
情報の正確で迅速な確認

- ・ 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し
- ・ 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底
- ・ 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

マイ・ポータル/マイガバメント(利活用イメージ)

